## 退職・普通徴収~異動者本人が自分で納付をする場合~

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

「特別徴収義務者指定番号」 とは、通知書の宛名の下の カッコ書きの数字です。

## 記入例

氏名・生年月日・住 給与支払報告 異 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収 所については本人に 年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 番号 確認のうえ、正確な **〒517-0592** 特別徴収義務者 7777777 指 定 番 号 志摩市阿児町鵜方3098番地22 情報を記載してくだ 所 在 地 特別徴収義務者 宛名番号 さい。個人番号(マ 与支払 カブシキガイシャ シマシ フリガナ 三重県内 総務 経理係 所属 イナンバー)も記載 志摩市長 担連 株式会社 志摩市 収 氏名又は名称 大志摩 一郎 してください。 599-44-0211 令和5年10月1日提出 法人番号(個人番号)を記載してください。 個人番号 (マイナンバー) | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 2 | 3 | 4 | 内線(21) 又は法人番号 個人番号の場合は、左側を1文字空けて記 <u>·</u>全 フリガナ シマ タロウ 市 載してください。 志摩 太郎 氏 名 町 (ア) (1) (ウ) 異動後の未徴収 異動の事由 共通 特別徴収税額 徴収済額 未徴収税額 年 月 Н 生年月日 | 3 | 55 年 11 月 22 | 税額の徴収方法 (年税額) (納付済額) (r) - (1)個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 様 式 受給者番号 退職 1. 1. 特別徴収継続 6 10 3 月分から 月分から 5 年 2. 転勤 ⇒①を記入 3. 休職 1月1日 月分まで 5 月分まで 右から 右から 志摩市浜島町浜島1787番地101 2. 一括徴収 長期欠勤 4. 番号を 9 現在の住所 5. 死亡 ⇒②を記入 6. 乙欄適用※a し三 3. 普通徴収(本人納付) 65,200 <sub>||||</sub> 129,600 <sub>||||</sub> 異動後の **194.800** 7. 支払少額·不定期※b 30 て重 同上 日 住所 事業専従者のみ※c ⇒③を記入 県 提内 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望 てください。) 出の へけ 月割額 円を の市 ☆ 9 月末で退職した給与所得者の徴収方法を10月分から普通徴収に変更する場合の記入例 該当する異動の事由を必ず記載し 市町 町に てください。 名提 (ア)特別徴収税額(年税額)194,800円(6月分から翌年5月分)←特別徴収税額通知書に記載の額 を出 記す (イ)徴収済額 65,200円(6月分から9月分)←実際に本人から徴収した合計額 (ウ)未徴収税額 129、600円(10月分から翌年5月分)←普通徴収分(本人が納める金額) ※1月1日から4月30日までの退職者等について 百白 (一括徴収のお願い) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」 【収税額を一括徴収する場合に記入してください。】 1月1日から4月30日までの退職者等については、本人から 徴収予定額 月31日までで、一括徴収の申出があったため 徴収予定月日 で【3 普通徴収】を選択した場合、 (上記(ウ)と同額 の申し出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括 理由を記載してください。 |月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収が義務付けられています。1月1日から4月30日までの退 いら4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から 月 H り申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。 職者等で、未徴収税額を超える給与支払額がある場合は、 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。) 普通徴収を選択せず、一括徴収のうえ納入していただくよ 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため うお願いします。 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 右から ※「退職・一括徴収」の記入例をご覧ください。 【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特 3. 死亡による退職であるため 別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から